

傍聴要領

千葉県男女共同参画推進懇話会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、あらかじめ千葉県ホームページ（男女共同参画課のページ）で公表する傍聴案内の定めるところにより、事前にファックス、電子メール又は電話で申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の申し込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第、締め切ります。
- (3) 傍聴を希望する方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、上記(1)同様、県ホームページの傍聴案内の定めるところによりお申し出ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 傍聴の決定は座長が行います。
- (2) 傍聴者は、当日、会議開始予定時刻までに来場してください。
- (3) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (4) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 オンライン開催時の特例

- (1) Web 会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、動画ライブ配信視聴による方法も可能とします。

- (2) 動画ライブ配信視聴により傍聴を希望する方は、あらかじめ千葉県ホームページ（男女共同参画課のページ）で公表する傍聴案内の定めるところにより、開催日の2開庁日前までに電子メールで申し込みをしてください。傍聴が決定した傍聴人に対し、動画ライブ配信視聴に必要な情報（URL等）を送信します。なお、送信された同情報について、第三者等へ公開・譲渡する等の行為は一切禁止することとします。
- (3) 通信回線の不具合等により傍聴人に不利益が生じたとしても、県はその責を負いません。
- (4) その他、「2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項」「3 会議の秩序の維持」の規定を準用します。